

1 優良農地の保全等の推進

農地等の利用の効率化及び高度化を促進するためには、生産基盤となる農用地の適切な保全とともに、ほ場整備等による優良農地の確保が不可欠です。このことから、以下のことについて要請いたします。

(1) 農業基盤整備の推進について

生産性の向上と営農条件の改善を図ることにより、経営体の育成とともに、後継者等への円滑な経営移譲や農地の利用調整を促進し、意欲ある担い手に農地を集積・集約できるよう、埼玉型ほ場整備事業を強力に推進していただきたい。

また、未整備地域について、地域の意向把握に努め、地域の実情に応じたほ場整備の早期実施の検討を進めていただきたい。

(回答)

現在の区画や水路などを活用した、低コストの埼玉型ほ場整備事業につきましては、農作業の効率化を高めるとともに生産性の向上や農地の面的な集積を図るうえで有効な取組であると認識しております。

本市においては、令和元年度に下小坂・平塚地区の事業が完了し、令和4年度には久下戸地区の整備事業が完了したところでございます。

今後も、様々な機会を捉え、地域における情報を収集する中でほ場整備への意向の把握に努めるとともに、地域の実情に応じた取組を検討してまいります。

(2) 多面的機能支払交付金の活用について

農地の多面的機能の適切な維持、発揮等のために支払われる「多面的機能支払交付金」については、交付金の増額や申請をしやすくすることなど、小規模組織でも活用できるような制度への見直しを国及び県に対して強く要望していただきたい。

また、多くの地域で活用されるよう、引き続き農業者に対する周知と支援をお願いしたい。

(回答)

多面的機能支払交付金につきましては、現在、本市では11の活動組織がこの交付金を活用し、活動組織の意向に基づいた農地の維持活動や資源向上活動への取組を行っているところでございます。

本市におきましては、引き続き本事業の一層の充実が図れるよう活動組織を支援していくとともに、同事業の更なる充実につきまして、国や県への働きかけに努めてまいりたいと考えております。

(3) 農地の保全・管理対策について

農地の保全等を請け負う農作業受託組織を育成するための施策に取り組んでいただきたい。

併せて、相続等によって農地を所有しているものの、保全・管理ができない所有者に対して作業受託者を紹介できるような体制を整備し、受託者の負担を軽減するための市独自の助成金等の支援制度の創設をお願いしたい。

(回答)

農地保全等を行う農作業受託組織の活動に対し、今後も支援を行ってまいります。

また、相続等によって農地を所有しているが保全・管理ができない所有者につきましては、現在策定中の地域計画において立ち上げた各地域の地域協議会の構成員等である地元農業者や農業委員会、いるま野農業協同組合等と連携し担い手を紹介できるように努めてまいります。

(4) 遊休農地の発生防止・解消について

農業者が遊休農地を借り受け、これを解消した場合における、借り手の農業者の負担の軽減を図るため、市独自の助成金等の支援制度を創設していただきたい。

(回答)

遊休農地につきましては、農業委員会と連携して解消に努めているところでございますが、借り手農業者に対する支援につきましては検討してまいります。

2 営農環境の維持・向上の推進

持続可能な力強い農業を実現するためには、農地とともに農業者を取り巻く集落環境の整備により、営農環境の維持・向上を図ることが必要です。このことから、以下のことについて要請いたします。

(1) 農道及び農業用水路の整備について

路面の凹凸や路肩が崩れている農道は、作業効率を悪くするだけでなく、重大な事故の発生が懸念されます。また、素掘り水路については、法面の崩落や土砂の堆積等による通水機能の低下が生じやすく、営農に支障をきたす恐れがあります。

農道について、必要な補修を速やかに進めるとともに、農業用機械の大型化に対応する農道の幅員確保や素掘り水路へのU字溝設置など、地域の要望を踏まえ、農道及び農業用水路の整備を積極的に推進していただきたい。

(回答)

農業用水路の整備につきましては、関係する地域の自治会や水利組合からの御要望の主旨を踏まえ、優先度の高いものより順次進めてまいりたいと考えております。

また、荒川右岸用排水土地改良区の区域を含めた水路整備につきましても、協定書及び水路整備要望に基づき、優先度の高いものより順次進めてまいりたいと考えております。

生活道路の整備につきましては、関係する自治会や水利組合からのご要望の主旨を踏まえ、慎重に検討を進めてまいります。

加えて、路面の凹凸や崩れた路肩につきましては、他の要望との兼ね合いを勘案しながら、補修を検討してまいります。

(2) 農業用水の水質保全について

汚水が適切に処理されずに農業用水路に排水されることによる水質の悪化が懸念されています。農業用水の水質保全を確保するため、公共下水道の整備を進めていただくとともに、地域の要望に合わせ、農業集落排水処理施設の整備を進めていただきたい。

また、早期の整備が難しい区域においては、合併処理浄化槽の維持管理に対する補助制度を継続するとともに、適切な維持管理についての周知及び指導を強力に推進していただきたい。

(回答)

農業集落排水処理施設につきましては、施設の適切な維持管理により、農業用排水の水質保全を図ってまいります。

公共下水道の整備につきましては、人口減少社会の到来や既存施設の老朽化対策、災害対策などの社会情勢を踏まえた事業規模へ見直します。下水道計画区域外につきましては、他部署との連携により合併処理浄化槽等による水洗化を推進します。

合併処理浄化槽の維持管理に対する補助制度につきましては、居住用合併処理浄化槽に対して、維持管理費用の一部を補助する制度を定めており、今後も継続してまいりたいと考えております。

浄化槽管理者への適正な維持管理の周知及び指導につきましては、広報やホームページにて市民への周知を図るとともに、文書の送付などにより、適正な維持管理を実施するよう引き続き指導してまいります。

(3) 農業用井戸について

老朽化による機能の低下等により、新たに農業用井戸を掘る必要がある地域が出てきていますが、農業従事者の減少等によって個人負担が増大し、新規農業用井戸の導入が困難となっています。ひいては営農継続が困難になることも想定されることから、農業用井戸に対する補助金の増額について検討していただきたい。

また、井戸を有効かつ平等に利用するためのパイプラインの設置に関する支援についても検討していただくようお願いしたい。

(回答)

農業用井戸をはじめ農業用施設の新設・整備等につきましては、「川越市土地改良事業補助規則」に基づき、事業費の一部を実施主体である水利組合等に助成してまいります。

また、事業費に対する補助金の増額につきましては、今後の財政状況を踏まえ検討してまいります。

(4) 有害鳥獣対策について

鳥獣被害については、引き続き必要な研修会や講習会の開催や農作物の捨て置き防止の啓発とともに、箱わなの貸出しや、防鳥獣ネットや電気柵等の設置費用への助成をしていただきたい。

また、広報やホームページ等による定期的な情報提供に加え、一定区域での一斉捕獲などの駆除対策の実施も検討をお願いしたい。

(回答)

鳥獣被害対策につきましては、川越市鳥獣被害防止対策協議会を通じて、引き続きアライグマ捕獲従事者養成研修会や電気柵設置講習会を開催するとともに、箱わなの貸し出し、農業者への情報提供等、農作物被害の減少に向けて取り組んでまいります。

(5) 河川環境の整備について

河川敷において、雑草が生い茂り、不法投棄の温床になっているケースや有害鳥獣のすみかとなっているケースが見受けられます。市が管理する河川については、適正に管理していただき、市以外が管理する河川については、管理者に対し適正な管理を要望していただきたい。

また、河川に設置されている老朽化した堰の早急な補修について、河川管理者及び関係者との対応策に関する調整を進めていただきたい。

(回答)

国や県等で管理する河川敷の草刈りにつきましては、御要望の主旨を踏まえ、河川管理者と情報共有を図ってまいります。

また、市で管理する河川の草刈りにつきましては、限られた予算の中、現地の状況を把握しながら、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。

地元水利組合が維持管理する堰について、施設の状況を注視するとともに、河川管理者や地元水利組合と対応策を検討してまいります。

3 新規参入者、担い手の確保・育成と経営改善の支援

農業者の高齢化や後継者不足等により農業従事者が減少し、農家は大変厳しい状況に直面しています。そのような中、将来にわたり地域農業を持続的に発展させていくには、新規参入者等への支援や、既存の農家に対するきめ細かいサポート等により農業従事者を増加させることが必要です。このことから、以下のことについて要請いたします。

(1) 新規就農等への支援について

就農希望者に対する相談窓口を設け、説明会や講習会の開催等により、積極的に確保・育成を図っていただくとともに、経営基盤を安定させるための支援の充実をお願いしたい。

また、農業者の多数を占める小規模農家の営農改善につながるような支援をお願いしたい。

(回答)

就農希望者への就農相談につきましては、随時対応するとともにイベント時に就農相談会のブースを開設し、気軽に就農相談ができるような機会を設けているなど、引き続き取り組んでまいります。

新規就農者の育成サポートといたしましては、埼玉県や農業委員会、いるま野農業協同組合と連携し行うとともに、国の補助事業も積極的に活用してまいります。

また、本市の農業者の多数を占める小規模な農業者の営農活動に向けた支援を行ってまいります。

(2) 農業用機械や農業用施設の整備に対する助成について

物価高騰に伴い、農業用機械の購入及び農業用施設・設備の新設・改修等の費用負担は増大しており、担い手や既存の農家の農業経営を圧迫しているとともに、新規就農者への大きな障壁となっているため、農業用機械の導入及び施設の整備に係る費用の助成等、施策の拡充をお願いしたい。

(回答)

規模拡大に必要な農業用機械や施設の導入における助成につきましては、認定農業者等に対して、予算の範囲内で支援をしてまいります。また、国や県等の補助事業が活用できるよう、情報収集等に努めてまいります。

(3) 女性農業者の支援及び育成について

農業に意欲的に取り組む女性農業者への支援のほか、女性農業者を育成するとともに、女性農業者が働きやすい環境の整備への支援をお願いしたい。

(回答)

農業に意欲的に取り組む女性農業者につきましては、担い手に向けた農業支援策を検討するとともに、女性農業者向けの研修会の実施などに取り組んでまいります。

(4) 農業者を対象とする各種研修会について

農業技術の急速な進歩、経営規模の拡大、市場ニーズの多様化等により農業経営に求められる技術や知識は多岐にわたり、効率的な農業経営が求められています。引き続き、「グリーンツーリズム拠点施設」等を活用し、農業技術や農業経営に関する様々な分野の研修会・講習会が積極的に開催されるよう、関係機関等への働き掛けをお願いしたい。

(回答)

農業者を対象とする各種研修会、講習会につきましては、埼玉県やいるま野農業協同組合など、関係機関と連携して実施できるよう、検討してまいります。

また、川越市グリーンツーリズム拠点施設につきましては、農業関係者の研修の場として積極的に活用してまいります。

(5) スマート農業の推進について

農業従事者の高齢化や人手不足が課題となっている中、国及び県においてはスマート農業を推進しています。このことについて、スマート農業に関する講習会等が積極的に開催されるよう、関係機関への働きかけや、農業者が必要とする栽培品目や栽培方法に即した情報の提供と設備導入に係る補助制度の拡充をお願いしたい。

(回答)

スマート農業の推進を図るため、スマート農機の購入等に関して助成できるよう、令和5年度に補助事業の要綱を改正いたしました。このことについて、広く農業者へ周知し活用を促すとともに、国の支援策等の情報収集を行い、農業者に必要な情報を提供してまいります。

また、令和5年度より実施しているスマート農業の研修会を引き続き開催してまいります。

4 その他農業振興施策の推進

地産地消の推進は、生産者と消費者の顔の見える関係づくりを通じた地域の活性化、食育の推進等さまざまな効果が期待されます。

また、農産物のブランド化や消費拡大に向けた広報活動も大切です。このことから、以下のことについて要請いたします。

(1) 川越産農産物の普及について

農産物直売所や朝市の取組の充実を図っていただくとともに、市の施設の敷地を活用した簡易な朝市等の取組も検討していただきたい。

庭先販売・直売所マップ（川越プチマルシェ）については、情報の更新に努めていただき、SNSの利用など、より消費者の目に触れる機会を増やすようお願いしたい。

(回答)

市の施設の敷地を活用した直売につきましては、新規就農者等の支援の一つとして本庁舎前にて販売会を実施しております。

また、庭先販売・直売所マップ（川越プチマルシェ）につきましては、令和4年度に情報の更新を行っており、令和6年度に再度更新を行う予定でございます。更新後のマップにつきましては、市民センター、ウエスタ川越、観光案内所等、市民の方以外も手にとれるよう設置するとともに市ホームページへの掲載、直売イベント等で配布を行うなど、川越産農産物を広くPRするために活用してまいります。

(2) 学校での農業体験及び給食での川越産農産物の使用について

児童・生徒に農業への関心を持ってもらうため、農業体験の授業等を充実していただくとともに、水源の維持、自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能の理解促進を図っていただきたい。

また、学校給食での川越産農産物の使用量の拡大により、教育現場で食育の推進を通して、地産地消を更に進めていただきたい。

(回答)

児童生徒に農業への関心を持たせ、食べ物への感謝の気持ちを育てるために、川越市では各校でみどりの学校ファームの活用に取り組んでおります。

また、本市の学校給食では、可能な限り川越産農産物の使用に努めており、米につきましては全て川越産を、青果につきましては16～18品目を継続して使用しているところです。今後も、川越産農産物や旬の野菜を多く使用した給食を提供すると共に広報誌等で啓発し、地産地消を進めてまいります。

(3) 農業イベント等の充実について

学校や自治会単位での農業体験や直売会など、地域の交流を深めるようなイベントのほか、農作業を体験できるイベントや、収穫した農作物を料理して食べるイベントの充実を図っていただきたい。

また、農産物のアンテナショップや農家レストラン等の観光にもつながる施設の充実も促進していただきたい。

(回答)

地産地消の推進に向け、毎年「くらしをいろどるファーマーズマーケット実行委員会」のイベント開催に協力しております。また、今後は蔵 in ガルテン川越グリーンツーリズム推進協議会と協力し、収穫した農作物を料理して食べるイベントの開催等を実施してまいります。

また、令和4年度にリニューアルオープンした川越市グリーンツーリズム拠点施設を活用し、川越産農産物の情報発信や川越産農産物を活用する飲食店のPR等を行ってまいります。

(4) 川越産農産物のブランド化推進及び「地産外消（商）」について

引き続き、川越産農産物ブランド化連絡会への支援と事業の更なる発展に向けて、十分な予算の確保をお願いするとともに、農家と加工業者、販売者等が一体的に活性化する仕組みについて検討をお願いしたい。

また、都心からのアクセスが良好であるという強みを活かし、川越産農産物の積極的な広報活動を行い、地産地消のみならず、地産外消（商）の消費拡大を図る取組を強化していただきたい。

(回答)

川越産農産物のブランド化につきましては、川越産農産物ブランド化連絡会の事業がさらに発展するよう、支援を継続してまいります。

今後も市内開催のイベント協力や市外イベントへの出店、ロゴマークの活用等を通じて、川越産農産物を広く周知するとともに、PRシートを活用した効果的な異業種交流会を開催し、販路拡大の支援に努めてまいります。

5 その他

(1) 資材や原材料費の高騰に対する支援の要望等について

農業経営は、肥料、農薬、燃料等の生産資材の高騰等により、更に圧迫されています。国及び県に対して補助金等の恒常的な支援及び農産物が適正な価格となるよう要望をお願いしたい。

(回答)

物価高騰対策といたしまして、国の臨時交付金を活用し、令和4年度には市内農家等に対し支援金を交付し、令和5年度においては、本市農業の中核を担う認定農業者等に支援金を交付いたしました。

今後も、国や県の支援策や他市の動向も注視しながら、効果的な支援が行えるよう努めてまいるとともに、国及び県の補助金等の情報収集に努め、農業者へ情報提供を行ってまいります。

また、農産物の適正価格につきましては、食料・農業・農村基本法の改正に伴い、国が農産物価格の形成について措置を講じることとなっていることから情報収集に努めてまいります。

(2) 災害対策について

近年、各地で豪雨等の自然災害による農業被害が深刻な問題となっています。被害を未然に防止し、また最小限にとどめるため、関係機関との連携を図り、引き続き的確な防災対策情報の提供をお願いしたい。

(回答)

自然災害による農業被害を軽減するために、埼玉県から発表される農作物被害対策等を随時市ホームページ等でお知らせしております。今後もこれらの情報発信等に努めてまいります。

(3) 不法投棄の防止について

農道や農地への家電やごみ等の不法投棄が見られます。不法投棄防止対策として、引き続き看板の設置や周知を徹底するほか、未然防止のためのパトロールの更なる強化をお願いしたい。

また、不法投棄されたごみや大雨等で農地に流れてきたごみについて、無償での受け入れ処分をお願いしたい。

(回答)

不法投棄対策といたしましては、不法投棄禁止看板の作成、パトロール等を実施しております。

今後も、川越警察署及び関係部署と連携し、不法投棄の防止に努めてまいります。

また、農地は、事業用地と解釈され、事業用地から排出される廃棄物は、事業系一般廃棄物または産業廃棄物に区分されます。事業系一般廃棄物は、市の清掃センターで受け入れ可能ですが、基本的に減免の対象とはなりません。産業廃棄物はそもそも市の清掃センターでは受け入れることができません。

不法投棄については、所有者が不明の場合や、事件性の可能性を考慮し、警察への届出が必須となります。警察の判断により、不法投棄物として土地の管理者等による自主的な処分をしても良いとされた場合は、事前の現地確認をし、減免扱いとする場合があります。

災害廃棄物につきましても、事前の現地確認により、災害による廃棄物であることが確認できた場合は減免扱いとする場合があります。

なお、廃棄物の運搬については、廃掃法の規定により、排出者が自ら行うか、許可業者による運搬に限定されます。

以上のことから、不法投棄や災害による廃棄物については、基本的には個別案件として判断することとなります。

(4) 農地における野焼きについて

農地での野焼きについては、農業を営むために必要なものであるため、周辺住民の理解を深めるための広報活動等に力を入れていただきたい。

併せて、農業者に対しては、野焼きの際の留意点や近隣住民とのトラブル防止のため、引き続き助言・指導をお願いしたい。

(回答)

農作業の一環として行われる農地での野焼きにつきましては、広報紙等を活用し、市民の理解を図ってまいります。

併せて、農業者に向けては、農地の近隣の住民に配慮するなど、トラブル防止に向けた周知を図ってまいります。